

建築士事務所の開設者の方へ

～管理建築士講習を受けていないと**建築士事務所登録が取り消されます**～

- 平成20年に建築士法が改正・施行され、管理建築士に、「管理建築士講習」の受講が義務づけられました。
- 未だ受講していない管理建築士の方は、**平成23年11月27日までに管理建築士講習を受講しなければなりません。**
- この日までに受講し修了(講習には修了考査があります)しないと、
 - ・ **建築士事務所の登録が取り消されます。**
 - ・ 取消の日から **5年間は、再度の登録ができません。**
 - ・ 建築士事務所の開設者が建築士の場合は、その **建築士も懲戒処分**の対象となります。
- 管理建築士講習は4つの登録講習機関で開催しています。未受講の方は速やかに申込みをお願いいたします。

(財)建築技術教育普及センター(TEL 03-5524-3105) NPO法人 東京土建ATEC (TEL 03-6915-2284)

(株)総合資格学院法定講習センター(TEL 050-5541-7500) NPO法人 埼玉土建建築支援センター (TEL 048-669-1551)

また、講習の情報は <http://www.icas.or.jp/kenchikushiho/kanri.php> をご参照下さい。

(一般社団法人 新・建築士制度普及協会のHP)

- 期限までに「管理建築士講習」を受講できない場合は、廃業するか、受講済の別の建築士に管理建築士を変更してください。

この場合にも、都道府県に対する**廃業の届け出、又は管理建築士の変更の届け出が必要**です。

必要な手続を取らないと、いずれにしても、建築士事務所の登録が取り消されます。

- 制度や手続きに関する問い合わせは、各都道府県 建築士法担当課へお願いいたします。